

附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備		自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備
電話設備	配線・配管	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火器
中央監視装置		中央監視装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン(取り外しが可能なもの)
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度のもの

(注) 上記はあくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合がある。
 また、「家屋に含めるもの」については、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていることに特に留意を要する。

その他 家屋と償却資産の区分の例示について

課 税 客 体		区 分		条 件 又 は 理 由 等
		家 屋	償 却 資 産	
電 気 通 信 事 業 者	電話ボックス		○	
	収容函(有線電話の交換所)		○	基礎等により土地に定着していない場合。
	中継函(無線電話の中継所)		○	
地 下 街	店舗部分	○		
	通路部分		○	
ガソリンスタンドの キャンピー	ビル又は事務所と一体のもの	○		
	ビル又は事務所と別のもの		○	
陸揚げされた船舶(別荘として使用)		○		基礎等により土地に定着している場合。
車 庫 ・ 倉 庫 等	貨車又はコンテナ利用の倉庫	○		基礎等により土地に定着している場合。
	三方に周壁を有し、出入口が開放された車庫等	○		一般の車庫と変わらない機能を果たし得る場合。
	周壁なしの車庫、資材置き場		○	周壁等により外界と遮断された空間を有しない場合。
	布等の膜材料によるテナント倉庫	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が国土交通省基準(厚さ0.45mm以上、質量400g/m ² 以上、引張強さ400N/cm以上など)を満たしていること。
賃借人が附加した 内装・附帯設備等	家屋と一体不可分のもの		○	地方税法第343条第10項を適用している場合。
	取り外し可能なもの		○	
ゴルフ 練習場	打席部分に屋根及び周壁を有するもの	○		
	打席部分に屋根を有し、一方のみ壁を有するもの		○	周壁等により外界と遮断された空間を有しない場合。
農 業 用 温 室	合成樹脂板	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的資材と認められること。
	ガラス	○		
	ビニールフィルム		○	恒久的な資材でない場合。
組立式簡易家屋		○		土地に定着し、外気分断性、用途性を備えていること。
展示用モデル家屋		○		家屋としての要件を備えており、かつ賦課期日を含め相当期間(概ね1年以上)設置されていること。

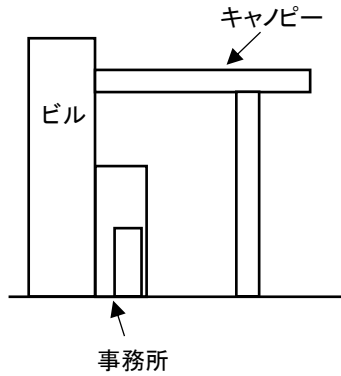
(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合がある。

その他 家屋と償却資産の区分の例示について(つづき)

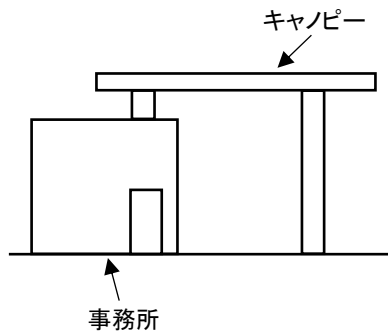
課 税 客 体		区 分		条 件 又 は 理 由 等
		家 屋	償 却 資 産	
冷蔵倉庫の防熱設備		○		家屋と一体不可分であること。
TV センター	ビルと展望台	○		
	鋼鉄アンクル(展望台支え部分)		○	

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合がある。

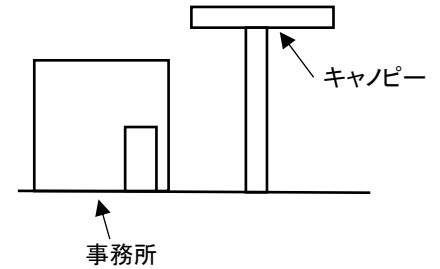
(参考) ガソリンスタンドのキャノピー
 <キャノピーの形態>



1(家屋に含めて評価)



2(家屋に含めて評価)



3(構築物として評価)

(注) 1及び2のキャノピーに給油配管設備が施工されている場合には、当該設備は償却資産となる。